

平成29年度第5回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成30年1月22日（月）

逗子市総務部情報政策課

平成29年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成30年1月22日（月）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所 第3会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 逗子市教育委員会諮問第1号 学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の健康診断に関する個人情報の目的外提供について【学校教育課】
3. 諮問第19号 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正について【情報政策課】
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

学 校 教 育 課 長	小 野 憲
担 当 課	

事務局等出席者

総務部長
次（総務・情報
政策担当）

梅津敏郎

情報政策課長
担当課

矢島小百合

情報政策課長
係

内田典久

情報政策課
非常勤事務員
嘱託

判治恵子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・第5回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・平成29年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料1】逗子市教育委員会諮問第1号 学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の健康診断に関する個人情報の目的外提供について【学校教育課】
- ・【1-1】諮問書
- ・【1-2】医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の抜粋
- ・【1-3】学校保健安全法
- ・【1-4】学校保健安全法施行規則
- ・【1-5】学校健診情報のデータベース化とその利活用
- ・【資料2】諮問第19号 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正について【情報政策課】
- ・【2-1】諮問書
- ・【2-2】個人情報の取扱いの制限（条例第6条）と要配慮個人情報について

- ・ 【2-3】 要配慮個人情報の定義、取扱い制限について（逗子市検討）
- ・ 【2-4】 要配慮個人情報の定義、収集（取扱い）制限について（道府県参考）
- ・ 【2-5】 取扱制限情報ではないよう配慮個人情報の項目を現在扱っている可能性がある事務の件数表
- ・ 【2-6】 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン抜粋
- ・ 【2-7】 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書抜粋
- ・ 【2-8】 逗子市個人情報保護条例の改正に関する市民意見募集（パブコメ案）
- ・ 【資料3】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・ 【当日追加資料】 平成28年（ワ）第328号慰謝料請求事件判決の報告関係資料

午前 10 時 00 分開会

○立川会長 時間が参りましたので、平成29年度第5回の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項によりますと、審議会は委員の過半数をもって成立ということになります。本日は全員ご出席でございますので、この審議会は成立をいたします。

それでは、まず、本日配付されております資料の確認をお願いいたします。
では、事務局、よろしく。

(配付資料の確認)

○立川会長 不足しているような資料ございますか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。議題の1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてでございます。これも事務局のほうからお願いいたします。

(議事録の確認)

○立川会長 ご苦労さまでした。この件につきましては、もう既に皆様方、校正について作業を終了しております。修正依頼のところが修正されているかどうか確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので、第4回の個人情報保護運営審議会の議事録については確定といたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○立川会長 それでは、あとの処理、事務局のほうでお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 議題2の学校教育課の職員を今呼んでまいりますので。

○立川会長 はい。

—学校教育課 入室—

○立川会長 次は、議題の2、教育委員会諮問第1号、学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の健康診断に関する個人情報の目的外提供についてを議題といたします。

それでは、学校教育課の方、すみませんが、自己紹介と内容説明をお願いいたします。

○小野学校教育課担当課長 おはようございます。学校教育課の小野といいます。
よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、諮問の概要について説明させていただきます。

学校保健安全法第13条、同法施行規則第5条及び第6条に基づき実施されます児童・生徒の健康診断に関する情報の一部について、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に対し、情報提供契約書及び業務委託契約書に基づき提供するものです。機構が京都大学との共同研究として総務省、文部科学省、経済産業省の助成を受けて全国的に行っているものであります。

対象となる情報については、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構が委託する学校健診情報センターが健診帳票に記載された氏名、生年月日、クラス歴について中学校内で切り取り、個人が識別できないデータのみ一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に提供するものです。

提供される情報は、公衆の健康増進及び疫学的解析に基づく疫病の発生原因の学術研究による公衆衛生の向上等に利用するものであり、より多くの情報を収集することにより、より正確な研究成果が期待されるものです。

また、悉皆調査を行うことにより、市へ還元された情報が現実に即したものとなり、市の情報としての活用に使役するものになります。具体的にいいますと、学校で健康教育等に活用ができるということでもあります。

なお、疫学の本質である悉皆調査を行うため、生徒、保護者に対する取り組みの周知と拒否の機会という形で実施する方向で考えています。これは個人情報保護に関する法律及び文部科学省、厚生労働省からの指針を遵守した方法であります。

ちなみに、今年度、平成29年度は保護者に通知をして文書による同意書を求め、本人、保護者同意ということで目的外の提供をしております。今後、同意書の文書提出は実施はしない予定ですが、本人、保護者への周知、それから問い合わせ、拒否の対応については機構に責任を持って対応してもらうという予定になっております。

簡単ですが、以上です。

○立川会長 何かご質問、ご意見ございましょうか。

はい、どうぞ。

○海原委員 事前に調べてこなくて申しわけなかったんですけども、京都大学との共同研究しているときのリサーチクエストンというか、テーマは何なんでしょうか。

○森田委員 今の点も含めてなんですけれども、多分資料1－5というのがこの取り組みの説明だと思うので、私もきょう初めて見たので、全体として何をしようとしているのかということをお教えいただけますか。

○小野学校教育課担当課長 資料5の1枚めくっていただいたところに取り組みの背景というのが書かれています。全国的にビッグデータの利活用ということがいろんな分野で国を挙げて進められている、その一環で医学的なデータの利活用があり、その一つがこの学校の健診情報を活用した、病気の未然防止というように聞いています。

子供たちの健康診断の情報をあらかじめ集めておくことによって、将来リスクの高いお子さんを少しでも減らしていくための健康教育に使っていけないか、あるいは将来的に予測されるようなものをあらかじめ予測をして社会で対応していきたいというようなことが背景としてあるというように説明を受けております。

方法もここでご説明させていただいたほうがよろしいですか。

○立川会長 どういうことをやるのかということが見えないんですね。例えば病気を事前に傾向を捕まえて対処するとか、あるいは単に成長記録を全国的に捕まえるのかとか、具体的なイメージが湧かない。

○小野学校教育課担当課長 現段階では、今、会長さんがおっしゃられたように、データを集めておいて、今後、そのデータがたまったところで使っていくということのための初期段階というところなんです。ですから、すぐに何か社会的にそれを活用して取り組みをするという段階ではまだなくて、そのための準備段階というように聞いています。ただ学校、市としては還元される市の情報ですので、それを具体的に学校で健康教育には活用していきたいというように思っております。

○森田委員 それは市に対してはどのような形で情報が還元されるんですか。

○小野学校教育課担当課長 市に対してはこちらが出した情報を市の全体の結果として戻ってきます。もう一方で出したお子さん、個々にはそれぞれにフィー

ドバックがあると、その2種類のフィードバックになります。

○安達副会長 この資料1－5の3ページ以降に載っていると思いますので、3ページ以降の説明をしていただきたいと思います。

○小野学校教育課担当課長 3ページについては、実際に提供される子供たちの健康診断情報が記載された様式です。その様式の4ページを見ていただくと、個人情報としてカットされる部分は黒塗りになっているところ、この情報をカットした上で持っていく。その情報を5ページになりますが、契約をしているのはこの真ん中にあるHCEIという一般社団法人健康・医療・教育評価推進機構というところになりますが、ここが右下にあります業務委託となっている学校健診情報センターというところに再委託をしまして、ここが情報を取りに来て情報を持っていく。そこでデータベースの運用どおり、その中で情報処理を行いまして、データの管理等については推進機構のほうで行うんですけれども、そういったことを行ってフィードバックが学校に戻ってくると。あと市にも戻ってくるという流れになります。

ためられたデータが社会的に使われるときには、京都大学などの研究機関、そこに情報が提供される。その中でいろんな研究が進んでいって、将来的に何らかの形で使われるということになります。

そして6ページです。6ページは具体的な学校の中での情報を持っていくときの流れになります。先ほどの学校健診情報センターで派遣をした者が中学校にやってきました、持ち込んだプログラムが入ったパソコンで、用紙になっている子供たちのデータをスキャナーで読み取ります。自動的にパソコンのソフトで個人情報の切り離しが行われ、パソコンの中に個人情報が入っていない情報が入り、それを持ち帰って作業をする。その後、フィードバックについてはDVDに記録されたものが市に還元されます。学校は、学校のパソコンを使ってDVDを起動すると自動的にもともと暗号化されていた個人情報と、学校が持っている個人情報とが合わさります。それを学校から本人に返すという流れになっています。

7ページはこれを簡単に図にあらわしたものです。

フィードバックされる内容が8ページに書かれています。生徒個人個人には、そこに書かれているような情報がフィードバックされます。これを保護者にと

もに見ていただきながら、ある程度リスクのあるお子さんに関しては家庭でも親子で話をしていただく。それから学校は学校でそれぞれの子供たちのものが戻ってきますので、それをもとに必要な健康指導を個人あるいは学年や学級で全体の健康教育の指導に活用していただくということが予定されています。

次のページがさらに細かい個人に返される表を大きくしたものです。こういった内容がフィードバックされるということになります。

○篠崎委員 それは自動的にフィードバックされるんですか、それとも請求があってということなんですか。

○小野学校教育課担当課長 健診センターのほうからDVDで学校にフィードバックされたものを今度は、学校が紙ベースで個人に返します。

○篠崎委員 個人に渡す、請求がなくてもとか。

○小野学校教育課担当課長 もちろんです。もともとこういうことをしますというのは事前に通知してあり、返ってきた段階で個人にはフィードバックしますという案内をしてありますから、それを返すという形になります。

○立川会長 ほかに何かご質問ありますか。

○海原委員 提供される情報は、諮問の概要のところでは公衆の健康増進及び疫学的解析に基づく疫病の発生原因の学術研究による公衆衛生の向上に利用するものであるとなっていますが、これを素直に読んじゃうと、多分感染症とか、アレルギーとかそういうものに主に多分リサーチクエスションが入っているので、フィードバックされるものと少し違うような気もするんですが。

○小野学校教育課担当課長 先ほどちょっとお話ししたとおり、とりあえず現段階ではどういったものに使えるかということを想定して国のほうではデータを集めるという段階なので、実際に子供たちに還元するものはまだそういうデータは返せないというところで、そこに書かれている内容のみがフィードバックされるということです。

○海原委員 そうすると、逗子市というのは特定を多分されるんでしょうけれども、久木中学とか、逗子中とか、そこまでは第三者に特定はされてしまうんじゃないかという。

○小野学校教育課担当課長 されないです。

○海原委員 中学校はされなくて、市としての。

○小野学校教育課担当課長　そうです。

○海原委員　全国でやっているのは逗子市以外の全市町ですか。

○小野学校教育課担当課長　いえ、まだこれもスタートしてそんなに期間がないので、今いろんな全国の自治体にこういうことをしていますので協力してくださいということで全国を回っていらっしゃって。

○森田委員　今の資料の、すみません、先の12ページのところに。

○小野学校教育課担当課長　はい、そうですね。

○森田委員　ちょっと書いてあるようですけれども、今、具体的にいうとどれぐらい広がっているのかとか、どれぐらいの自治体が対象になっているんですかね。

○小野学校教育課担当課長　ここにお示ししたデータ以降の情報はありません。

○森田委員　ああ、そうですか。28都府県59自治体、そうじゃないのか。27年度は19自治体、28年度が39自治体。

○小野学校教育課担当課長　今年度、神奈川県内でも逗子市以外で進める方向でというのを幾つかの市町村で今いただいていますというふうな話はそこからはありましたけれども、具体的に。

○森田委員　県内では逗子市がトップを切っている形なんですか。

○小野学校教育課担当課長　いや、もう既にしているところもあるというのを聞いていまして、横浜だったか、二、三カ所名前が出ておりまして、ごめんなさい、ここに情報を持ち合わせていないんですが、既に逗子市以外で神奈川県内で取り組んでいるところが二、三ありました。

○森田委員　二、三あって、それに若干、それより増えると。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。

○森田委員　これはもともとこれに参加することになったのは、市のほうから手を挙げた形なんですか。

○小野学校教育課担当課長　市長のところに説明に来まして、その中で市長が進めてほしいと、市としてやりたいということでスタートしております。

○海原委員　諮問の概要の一番下の括弧で書いているところなんですけれども、本人・保護者への周知や問い合わせ、拒否の対応については機構に責任を持って対応してもらうということは、拒否も可能だということなんですか。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。基本的にその前のところで書かせていただきましたが、周知と拒否の機会という形で実施をしますので、あらかじめ拒否をされる方は、強制的にするものではありませんというような案内を出して拒否の機会というのをつくります。

○海原委員　ここに書かれている保護者というのは、いろいろ今もめているケースもありますけれども、学校に対して児童が保護者として申請している保護者なんですか。要するに何が言いたいかというと、保護者といっても子供を虐待している保護者も保護者という名前で出ているケースもありますよね。そういう場合、学校がその場合、この場合、保護者には伝えないでほしいとかいうことは可能なんでしょうか。

○小野学校教育課担当課長　はい。もちろんもともと何らかの不利益が生じる可能性があるところに関しては除外をしたいと思いますが、基本的には悉皆でというふうに考えているので、あらかじめそういうことの通知をしておいて学校側で判断をして、ここは拒否をしてくれということについては拒否の扱いにはしますが、保護者にその通知が行っている以上、保護者に無断で学校だけが拒否をするということとはできないと思うので、そこは保護者と話をしながらということにはなってきます。

先ほどの神奈川県内ですけれども、海老名市、大和市、川崎市、小田原市ですね。海老名市、大和市、川崎市、小田原市です。

○森田委員　それが既にやっているところですか。

○小野学校教育課担当課長　そうですね、はい。横浜じゃなかったです。すみません。

○森田委員　そうですか。

○立川会長　ほかにどなたかいらっしゃいますか。

○海原委員　教育委員会の実態はどういう組織になるのでしょうか。結局教育委員会、教育行政に詳しくなくて申しわけないんですけれども、学校があってそこに教育委員というのが何人かいらっしゃると思うんですけれども、それは人がいて、それで管理とか、そういうスタッフがいると思うんですけれども、多分委員の方はやらないんだと思うんですけれども、教育委員会の組織というのはどういう組織。

○小野学校教育課担当課長 基本的に教育部の、教育委員会の事務局という扱いになりますので、教育部のここですと学校教育課が担当していくことになります、事務局として。はい。

○海原委員 小学校1年生から中学3年生までのずっと記録をとっていくわけですね。

○小野学校教育課担当課長 そうですね、9年間。

○海原委員 それは転入・転出はもう自動的に省いて、とにかく1年から6年間。

○小野学校教育課担当課長 転入してきたお子さんについては、健康診断情報ももとの転入前の学校から送られてきますので、そのお子さんについても中学3年の時点で在籍しているお子さんは全て対象というふうになります。情報がない部分についてはないまま、そこがあき状態になるという形で情報提供されるということになります。

○立川会長 安達委員。

○安達副会長 提供される健康診断情報の範囲の問題なのですが、諮問の概要のほうでは、第2段落のところに健診帳票という言葉がありますけれども、資料1－5のほうですと、健康診断票というふうになっているんですね。これは同じものなのでしょうか。

○小野学校教育課担当課長 はい、同じものです。資料5の3ページにのっているものですね。

○安達副会長 健康診断票（一般）と健康診断票（歯・口腔）。

○小野学校教育課担当課長 これが表裏になっています。

○安達副会長 ああ表裏。このことを健診帳票というふうに書いていらっしゃるということなのでしょうか。

○小野学校教育課担当課長 はい。ただなぜかという、全国でこの健康診断票というのを独自につくっている自治体もあったりするので、そういうのを全部ひっくるめて帳票という言い方を国のほうでしている関係でこういう表記に今回なっております。きょうここにお出しするものを帳票とする必要はなかったんですけども、そういう意味では。健康診断票と同じものです。

○安達副会長 逗子市では健康診断票というふうに呼んでいるんですか。

○小野学校教育課担当課長 呼んでいます、はい。

○安達副会長 資料１－５の４ページの一番上の行には、健診調査票という表現もあるんですかね。

○小野学校教育課担当課長 はい。

○安達副会長 全部同じものなんですか。

○小野学校教育課担当課長 同じものと捉えていただいていいかと思います。中に盛り込まなければいけない情報というのは法律で定められていますので、それがのってれば、名前については特に法律で決められていないので、各自治体で多分つけていると思います。文部科学省が学校保健安全法で出している様式の案というか、参考様式というんですか、それにのっとして使っている自治体と独自にそこにこういうものを加えていいですよと法律で決まっているものをのつけて名前も独自につくっているという自治体はあります。

○安達副会長 そうしますと、逗子市としてこういう情報を提供しますという場合には、逗子市で使っている名前、名称のほうが望ましいですよ。そういう意味では特定する必要があると思うんです。提供する情報を特定するという意味では、具体的に逗子市で使っている名称の文書と、この諮問の文書ですと目的外提供する個人情報の内容というところの記載の仕方も、健康診断情報という非常に大ざっぱな表現になっていますけれども、健康診断票に記載された情報というぐらい特定する必要があるんじゃないかと思うんです。そうじゃないとこれに上がった情報以外にも入ってしまうような、そういうイメージが出るかと思うんです。

○小野学校教育課担当課長 そのように訂正させていただきます。

○安達副会長 諮問文書のほうですと、氏名とか生年月日等は中学校内で切り取って。

○小野学校教育課担当課長 はい。

○安達副会長 先ほどの説明ですと、切り取りじゃなくてスキャナーで分類するという、個人情報を。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。それを切り取るというふうに表現されています、表現としては。コンピューター上で切り取るという。健康診断票は物理的に切り取ってしまうわけにいけないので。

○安達副会長 そうすると、それもそういう適切な表現に変えたほうがいいかな

と思うんですが、切り取るというと、紙文書を切り取るような、そういう。

○小野学校教育課担当課長 電子的に切り取るというふうに、例えばすればよろしいですか。

○森田委員 個人情報部分を除外した部分を収集するとか、そういう感じですかね。

○海原委員 ここにもちよっとありますけれども、帳票を1枚全部スキャナーしてパソコンの中でその部分を切り取るというやり方と、それから最初からその部分をスキャンしないでデータをとる、両方あると思いますけれども。

○小野学校教育課担当課長 全体をスキャンして、それが自動的にコンピューター内に入り、その中で個人情報が切り取られるという仕組みになります。最初からその部分だけスキャンしないということはちょっと技術的にできないということ。

○海原委員 面倒くさいということですよ。

○森田委員 スキャンするけれども、残らないという形になるんですかね。

○安達副会長 スキャンしたときに黒塗りになるんですか。

○海原委員 スキャンしたときは入っちゃうことは入っちゃうんですよ、コンピューターの中に。

○安達副会長 この4ページにあるように黒塗りになるんでしょうか。それとも全く写らない。

○小野学校教育課担当課長 写ります。

○安達副会長 写る。

○小野学校教育課担当課長 はい。その段階ではコンピューターの中に個人情報も入るんですけれども、それに関してはコンピューターのソフトの中で要は切り取り作業というのがプログラムされていて、そこで切り取られて個人情報が抜けた状態のものを持って帰ると。それ以外の個人情報の部分についてはその場で破棄されるという、そういうふうな仕組みです。

○森田委員 破棄されるんですか。

○小野学校教育課担当課長 はい。持ち出さないということですね。

○安達副会長 切り取るというのはスキャナーで撮ったときには載っているけれども。

○小野学校教育課担当課長　そうですね、プログラムにはのせざるを得ないので。

○安達副会長　切り取るというイメージがよくわからないんですけど。

○小野学校教育課担当課長　コンピューター上のプログラムでそのこのところだけを排除するというか、暗号化するといったほうがいいのか、もしかしたら。ここでいう、後で突合する必要があるのです。

○森田委員　ああそうか、連結記号をつけるわけですね。

○小野学校教育課担当課長　そうです、そうです。

○森田委員　だからもともとの固有名詞的なものはとって、そのかわり連結記号をつけると。

○小野学校教育課担当課長　例えば単純な話だと、そのスキャンした順番に例えば番号で振っていくとか、すごい単純な言い方をすればですけども、こっちにその番号の、学校には番号表を置いていくとか、そうすると返ってきたものを学校に置いていった番号と、またコンピューター上でくっつけることによってその個人のものが戻ってくると。

○森田委員　だからまさにこの4ページにある匿名化することなんでしょうね。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。

○森田委員　もともとの固有名詞は除くけれども、別途、後で再現できるための連結記号をつけるという意味で匿名化された情報を渡すと。

○小野学校教育課担当課長　はい。

○海原委員　この資料のあるところなんですけれども、経産省から紹介いただいた取り組みということで、今後は逗子の行政のほうでご判断されると思うんですけども、主な取り組みということで、学校健診や母子保健の健康情報のデータベース化とその解析に基づいた地域の健康施策とか、そういうのに生かしていきたいということですと多分、今までの取り組みになかった母子保健データということは、母親が感染症にかかったときだとか、墮胎したとか、そういう情報までも全部入ってきてしまう可能性は考えられませんか。

○小野学校教育課担当課長　今後は可能性として多分あるかもしれませんが、学校にはそのデータはないので、学校が出せるのはここで先ほどお伝えしたもの、あと母子保健のほうで、今後ということは母子保健のほうにアプローチがあり

ますので、そちらをどうしていくかというのはまた別の動きになっていくと思うんですね。

○海原委員 その判断が情報政策課のほうで入るという。

○小野学校教育課担当課長 市として受けるということになればですけども、受けたいということになればですけども、現状、こちらの機構のほうの技術的なものが間に合っていないくて、そちらの情報というのは学校健診と違って、それこそ帳票がある程度全国的に共通した帳票というのがありますけれども、学校のほうは。母子保健のほうは全くないので全国ばらばらで、となると誰かが打ち込むとか、そういうことをしないといけないので、そこまでいっていないと思うんですね。今後、将来的にはそういうものもデータとして集めたいというのが思いとしてはあるらしいんですけども、今は追いついていないということだそうです。

○海原委員 当面考えないで進めるということ、逗子のスタンス。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。今年度も母子保健はやっていません。来年度も今のところまだそこに入る予定はないですね。全部向こうで機械的にそういう意味では、学校健診と同じようにやってもらえるのであれば市として、神奈川県自体が未病対策とかやっているものに逗子は積極的にのって健康教育のほうをやっていこうという方針なので、市としては気持ちはあるようですけれども、それを手間をかなりかけて職員が打ち込んでとかというところまでは手が回らないので、まだそこまでは考えていないということです。

○立川会長 ほかにどなたか。はい、どうぞ。

○安達副会長 諮問書のほう、一番最後にある「拒否の対応については機構に責任をもって対応してもらう予定である」というところなのですが、保護者等に通知をして拒否したいという申し出があった場合に、そもそも学校の中でこの健康診断票ですか、これをスキャナーするわけですね。スキャンするときにその拒否された生徒のものは除くわけではないんですか。

○小野学校教育課担当課長 除きます。学校のほうで拒否をされたお子さんの部分は抜いて業者に渡すと。渡すというか、スキャンしてもらおうという段階、そういう手順なのでスキャンする段階ではもう拒否しているお子さんの分は抜かれているという状況です。

○安達副会長 入らないわけですね。

○小野学校教育課担当課長 入らないです。

○安達副会長 そうすると、ここの諮問書にいう機構に対応してもらうというのはどういう意味でしょうか。

○小野学校教育課担当課長 例えば問い合わせとか、拒否される方が例えば今みたいなご質問とかをということを全部こちらで請け負っていくこともできないし、学校もそれに対応できないので、何かそういう質問があったりとか、それに対しての意見だったり、こういうことに対する意見だったりとか、そういった諸々のことについては機構にきちっと対応してもらうという意味です。

○森田委員 きちっとというのはどういうことをやるんですかね、機構のほうとしては。一応全国的に大体ルールがあるとは思いますが、機構としても。その辺は聞いておられますか。

○小野学校教育課担当課長 いや、特に聞いてないですが、問い合わせに関しては対応しますという話なので、それを表現させてもらったという。

○森田委員 ただ、まずここにある周知をしないといけないわけですよね。周知については、これはやっぱり市の教育委員会で少なくとも協力はしないといけないと思うので、その辺具体的に何をどういう責任分担でやるのかというイメージをできれば聞いておきたいんですが。

○小野学校教育課担当課長 今年度についても、今年度は同意という形で取り組んでいますので、そのときに事前に保護者に対してこういうことを国で行っていますと、それに対して市として協力をしていく方向でいますと、方針ですと。ついてはご協力をお願いしたいということで、今年度はそこに対して同意をしていただける方は同意書をご提出くださいという形でしたが、来年度はそのの後半部分がどうしても拒否ということであれば、以下の拒否の部分をご提出くださいという形になると思うので、市としては国に協力をしていくと。

○森田委員 今言われたようなことは市のほうとしてやるわけですよね。

○小野学校教育課担当課長 そうです。

○森田委員 ただその細かい問い合わせとかが来たらそれは機構のほうで対応してもらうという意味ですか。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。細かい問い合わせ、詳細について問い

合わせがある場合には以下にご連絡くださいと、お問い合わせくださいということでこの機構の連絡先を載せるという形で、今年度はそこは同じ扱いをしていますので。

○森田委員 あと、拒否したいと、うちは嫌ですという人については、じゃ、あなたは除きますねというような対応は、それはやっぱり学校でやるんじゃないんですか。

○小野学校教育課担当課長 同意書、それから拒否というのは学校で預かります。

○森田委員 集めますよね。それで提供する段階で、学校が提供する段階で抜くわけですよね。

○小野学校教育課担当課長 そうです。

○森田委員 だからそういうことだとちょっと機構に責任を持ってというか、その前段階としてはまず市としてやるのが結構というか、本体部分は市がやるんじゃないですかね、そうするとね。ただ細かいことについては機構でないと答えられないので機構に答えてもらうという意味なんでしょうか。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。

○安達副会長 今のご説明だとすると、ちょっとこの表現とは合わないので、詳細の問い合わせについては対応してもらうという話ですかね。それ以外の周知とか拒否の対応というのは、これは市のほうで責任を持ってやるということなんじゃないでしょうか。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。

○森田委員 もちろん市の対応を受けて機構のほうとしてもちゃんと拒否したものを除いてやりますということは機構の責任はあるんでしょうけれども、ちょっとそこはやっぱり市のやる部分も結構あるので、ちょっと言い方としては。

○安達副会長 機構のほうは提供を受ける側だから、拒否した人は始めから入ってこないという前提ですよね。

○小野学校教育課担当課長 言ってみれば市はそこに対して協力をしていくというような表現が加わるのかなと、もしそういうことであれば。周知についても市で全部周知ができないので、機構から周知はこういうことを周知してくださいというものをつくってもらって、それをこちらである程度確保して出していくということになっていくと思うんですね。そういう意味では、周知のところ

もしっかり機構に責任を持ってもらいたいということに向こうには投げてあるんですね。市の事業ということにはもちろんなるんですけれども、どちらかというと国の事業に対して市が協力していくので、市単独のものではないということであらかじめ向こうにはちゃんと説明しておきたいというところがあって、きちっと周知、細かい説明だけじゃなくて、周知のところからきちっと責任を持って絡んでくださいと、責任を持ってくださいと。もちろんそれに対して市はきちっと協力はしていきますけれどもというようなニュアンスがちょっとありまして、市だけでやっていくものではないということと言いたかったというところですよ。表現がもし誤解を招くようであれば表現を変えますけれども。

○安達副会長 機構のほうから市とは別に保護者宛てに何か周知文書を送付されていくこともあるということですか。

○小野学校教育課担当課長 場合によってはですけども、今は特に想定はしてないです。機構のほうからこういう趣旨でこういうことをしますというのをひな形というか、そういったものをもらっています。

○森田委員 全国共通のパンフレットみたいなものというのは今のところはない、当事者に渡すようなパンフレットというのは。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。保護者のひな形だけは全国共通のひな形というのをつくってあるようなのでそれをいただいて、それを市のほうで市に合うように変えてというところがあります。

○森田委員 そうすると、生徒、保護者から見ると、連絡というのは市から市の名前で来るわけですね。

○小野学校教育課担当課長 そうです。

○森田委員 だからそういうことをすると市のほうの責任という感じになっちゃうと思うんですけどもね。

○安達副会長 本人や保護者に周知する責任は市が負う、中身に関しては機構のほうという、さまざまな情報をできるだけ提供してもらおうということじゃないんですか。ちょっと書き分けないとこの表現だと機構のほうに全部対応してもらおうというふうに読めるんですよ。

○森田委員 これはこっちの諮問内容を変えてもらうのかあるいは、こちらとして仮にこれを認めたとした場合の進め方として若干意見を言う必要もあるかも

しれないので、その中でこの辺気をつけてやってくださいよみたいなことを入れるとか。

○海原委員 拒否というのは先ほどできるということなんですが、おっしゃっていただいたんですけれども、そのときは理由などというのは書かなきゃいけない。

○小野学校教育課担当課長 いや、求めないです。

○海原委員 単なる拒否だけで。

○小野学校教育課担当課長 はい。

○海原委員 それから提供の理由なんですけれども、先ほども今はデータベースをためる状態だということなんですけれども、理由だとすればこうするために利用するためであるものであるということなので、とりあえずこのところではいきなりダイレクトにこれにもう一つつけ加えてデータベース化していくためというのを入れておかないと、いきなり大丈夫だと言われてもできないという気がしてしまうんですが、そんな不安ってありませんか。

○森田委員 それと、このビッグデータとして集めたものは、これは相当長期にわたって保管するということなんですかね。今までは卒業後5年ですかね、学校レベルでは捨てていたけれども、それじゃもったいないから匿名化した形でずっと集めていっていろんな疾病対策をとろうということですかね。

○小野学校教育課担当課長 はい。

○安達副会長 ちょっともう一点、長期的な視野で考えたときに、今回はたまたま医学的な研究で利用するということなんですけれども、将来的にはそれが広がってくるということもあり得ますよね。そうすると今回、外部提供の理由として、医学的な研究に利用するためというふうに限定しますので、そうするとそのまま利用目的が広がった場合には改めて諮問していただくことになるんでしょうか。そのあたり今回はあくまでもこの限定つきでの提供というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○小野学校教育課担当課長 私どもとしてはそのつもりでいますし、これ以外の利用の仕方が出てきたときに無断で利用されるというふうには思っておりませんので、もし必要であればその確認を相手側に再度するということはいしますけれども。少なくとも契約なので、その契約に書かれている内容以外の使

い方を先方がするという事になれば、それは再度こちらに問い合わせが必要になるし、新たな契約をするということが必要になるはずですので。

○森田委員 これ、機構に渡す情報はあれですよね、個人情報性がなくなるわけではないでしょうね、連結記号がついているので。いわゆる再現可能な情報ですから完全に個人情報でなくなるというものではないので、だからそういう意味では個人情報としての取扱いの縛りはかかるんじゃないかとは思いますが。この全体の枠組みをどう考えているかよくわからないところがあるし、ここから先の話がまだ余り見通しはついていないのかもしれないですけどね。契約書の中ではこういう使い方に限って提供しますよということになるんですか。

○立川会長 まだ現時点では京都大学さんのほうで、どう研究を進めていくのかということが明らかじゃないし、機構さんのほうも今のところはまだビッグデータをつくるのが先決だというようなことで、現在ではこういう協力を各市町村さんをお願いするという段階なので、これ以上書けないんじゃないでしょうか。

ですから、さっきおっしゃったように、これから具体的にやって、いや、こういう研究もしたいよということになったら再度問い合わせてもらって審議会にかけてもらうということになると思うんですけどね。目的自体は子供の健康増進のためですから非常にいいことだと思うんですけども、個人情報の保護という点からすると、これからどういうふうに研究が進んでいくのかによって再度諮問ということもあり得るということですよ。

○安達副会長 あともう一点、スキヤニングをした後に個人情報と突合キーをCDROMに書き込んでそれを市のほうに提供されるということですが、これはどこで保管するんでしょうか。学校で保管するんですか。

○小野学校教育課担当課長 そうですね。市に還元されたものは学校で保管をします。それは今ある子供たちの健診情報、紙ベースであるものと一緒に保管をします。保存年限はその紙と同じ年限、学校はですね。

○安達副会長 5年間でしつて、卒業後5年間保存。

○小野学校教育課担当課長 健診情報は、ごめんなさい。

○森田委員 3ページのところに5年間と書いてあるんですが。

○安達副会長 3ページには卒業後5年間保存した後、破棄されるということ

書いてありますが、これと同じ扱いになるのでしょうか。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。

○森田委員　確認的に聞きますけれども、学校に機構の人が来て、さっきご説明あったような形でいわゆる切り離した情報を持っていくんだけれども、そのときに連結記号をつけるわけですね。その学校から集めた情報に関する連結記号のリストみたいなものが、それはその学校に残るんですかね、まず。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。

○森田委員　後で分析した結果を機構のほうから学校に戻してくると、そのときには連結記号で特定するわけで、そこでもう一度個人に戻して還元するという流れなわけですね。だから最初に集めた段階でまず学校が連結記号を持って、あとは結果が返ってきた段階でそれを利用して個人に還元すると、それは学校サイドでやるんですよね。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。

○海原委員　スキャンしたデータというのは、その業者の中でずっと残っちゃうわけですか、切り取り前のデータは。

○小野学校教育課担当課長　いや、学校を出る前に廃棄して、学校で廃棄したとこの確認をそこで一緒にして帰っていただくということになっています。

○立川会長　はい、どうぞ。

○海原委員　拒否した場合、それは多分この事業をやる学校の教員の方なんですけれども、その方がそれで何かということで、その特定個人の生徒なり保護者に対して不利益を感じるというか、与える予測というのはあり得ますでしょうか。

○小野学校教育課担当課長　いや、あり得ないと思います。

○海原委員　ただそういう機械的に流すという。

○小野学校教育課担当課長　そうです。

○海原委員　ただ記録に残さないようにとにかく単純にやるということですか。

○小野学校教育課担当課長　そうですね。例えば誰が拒否して誰が拒否しなかったかとかということもどこかに記録を残すわけではないので、ただ物を返さなきゃいけないので、ただ返すときには突合されているので誰のものが返ってきたかというのはそこでわかるので記録を残しておく必要はないということです。

それを返してしまったらもうそれで学校側はおしまいと。

○立川会長 ほかに何かございますか。

よろしいですか。

まだ試行錯誤の状態ではっきりイメージがつかめないんですけれども、とりあえず生徒のためにこれからスタートをするということで逗子市も協力するということになりますが、それでよろしいですか。

○森田委員 ゴーサインを出すこと自体はやむを得ないかとは思いますが、機構へ提供するに先立っての本人、保護者に周知をし、拒否をしたい者については拒否ができるということの対応をきちんと市としてもやっていただきたいということですかね。

あとやはり制度全体が、制度といいますか、この調査でしょうか、全体が今後どのように進められていくのかについてもぜひ情報を集めて、市としても理解しておいてほしいとか、その辺のことをつけていただければと思いますが。

○立川会長 そうですね。答申書の中で意見を入れておくことにします。

ほかにご意見ございませんか。

○海原委員 最後にすみません。諮問の概要の真ん中で、市の情報として還元された情報を現実に即したものに市の情報として活用に使役するものであるというのは具体的に学校教育以外に市としてやるというのは何か。

○小野学校教育課担当課長 今現在は市全体で何かというふうには考えていません、学校全体でという。この市というのは市立学校というイメージです。

○立川会長 市のほうでその情報を独自に活用して逗子市の子供の健康のために何かをやるというようなことは考えておられないということですね。

○小野学校教育課担当課長 はい。

○立川会長 わかりました。よろしいですか。

それでは、この答申案について全会一致で可決したということでよろしいですね。

はい、ご苦労さまでございました。

○小野学校教育課担当課長 どうもありがとうございました。

○立川会長 それでは、答申書のほうは後日事務局のほうからそちらへお渡しし

ますので、しばらくお待ちください。

お疲れさまでした。

—学校教育課 退室—

○立川会長 次に、議題の3、諮問第19号、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正について、これを議題といたします。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、諮問第19号につきまして、継続となりますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

前回ご審議いただいた概要と今回ご審議いただきたい点につきましてご説明させていただきます。

それでは、資料2-1に基づきご説明させていただきます。2枚目の諮問事項をお開きください。

(1)の1、個人情報の定義(第2条関係)につきましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の改正により個人情報の定義として個人識別符号が対象となることが明確化されましたが、個人情報の定義の明確化を図ることは、市の個人情報保護制度における円滑な運営に資するものであることから、条例における個人情報の定義に個人識別符号を追加する改正を行うものです。

2の要配慮個人情報の定義及び取扱いについてにつきましては、継続して審議をいただくということで検討不足や説明不足の点もありましたので、改めて資料をご用意させていただいております。こちらが主に検討いただきたい点ですが、後に回させていただきます、それ以降につきまして先にご説明させていただきます。

3の事業者に関する規定についてにつきましては、個人情報保護法の改正により、個人情報を事業に活用する全ての業者に同法が適用されることになりましたが、引き続き条例の規定を維持する考えです。

それから、4の非識別加工情報の仕組みの導入と目的規定の改正につきましては、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の改正により匿名加工情報(非識別加工情報)に関する規定が設けられましたが、同様の制度を市において導入するためには課題の整理等が必要であり、慎重に対応すべき内容であることから、現段階の導入は尚早と考え、条例改正には含めず、目的規定の改正

についても今後の改正に係る検討に合わせ対応するという考えをお示しさせていただきました。

それから、（２）のその他制度に関する必要事項の１、個人情報の定義における①の死者の情報は現行の水準を維持し改正をしない。それから②の保有個人情報等の新たな規定を設ける改正、それから③の個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報についての除外規定を削除し、個人情報の定義にこれらの情報を含めるという１番目の個人情報の定義につきましては３点ございました。

以上が諮問事項ですけれども、前回の会議で、戻りますが、（１）の２の要配慮個人情報の定義及び取扱いについての検討を除きましては、概ねご了承いただけたものと認識しております。

それから前回、そちらに加えまして第36条、第37条の罰則規定に関する指定管理者の個人情報についての整理に対してご意見を求めていましたが、そちらにつきましては、第31条の２の指定管理者に関する特例の規定の中で、第36条、第37条においても個人情報は当該指定管理者の公の施設の管理を行うに当たって保有する個人情報に限ると規定する形で整理をする方向で考えております。

以上が諮問事項と前回の審議の概要になります。

それでは、引き続きですけれども、先ほどの継続検討となっております（１）の２の要配慮個人情報の定義及び取扱いについて、再度ご説明させていただきます。

資料は２－２から２－７までご用意させていただきましたが、まず資料２－２で取扱制限、条例第６条と要配慮個人情報について図で示させていただきました。

個人情報の取扱制限につきましては、条例の第６条第１項におきまして個人情報が所掌する事務の目的達成に必要な範囲内での取扱いとする規定が設けられ、第２項において取扱制限情報、いわゆる機微情報について規定されています。人種及び民族、信条、思想及び宗教、社会的差別の原因となる社会的身分、それから犯罪歴につきまして、機微情報として取扱いを原則禁止する制限を設けております。大きい点線で囲まれた部分は現状の第６条第２項の取扱制限の規

定になります。

改正されました個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法では、これらの機微情報のほかに病歴、犯罪により被害を被った事実、心身の機能障害があること、健康診断の結果等が新たに要配慮個人情報と整理されまして、その他の個人情報とは異なる取扱いが規定されました。そちらが太い実線で示された部分です。個人情報保護法では要配慮個人情報の取得については原則本人同意が義務化され、行政機関個人情報保護法では要配慮個人情報の取扱いについては、特段の制限は設けておりませんが、要配慮個人情報が含まれる旨、個人情報ファイル簿に記載することとなっております。

本市においては、個人情報の収集制限が第8条において規定されておりました、個人情報保護法における要配慮個人情報の取扱制限と同等の制限がかけられております。第6条は取扱制限であり、他自治体で規定する収集制限とは違ひまして、利用・提供・保管等も認められていない厳しい制限となっております。

本人同意の場合も、緊急等の場合も取扱いが認められてなく、例えば第6条第2項に規定された情報につきましては、審議会にあらかじめ個別もしくは類型で意見をお聞きしていないときには、緊急時など不測の事態が起きた場合も取扱いができないこととなっております。

現在取り扱っている要配慮個人情報に該当する情報を第6条の取扱制限項目に含めた場合、収集の場面だけでなくあらゆる場面を想定しまして審議会にご意見をお聞きしなければならず、一番憂慮しているのは事前に想定できずご意見をお聞きしていなかった場合の対応です。

要配慮個人情報として規定された情報のうち、従来の取扱制限項目以外のものについては、住民支援のために必要な情報が多く、市が取り扱う情報として必要性を考慮すると、取扱制限という厳しい制限の中に含めまして、一つずつ審議会に意見をお聞きして取扱制限を外すという方法が一番適しているのか、また、本人同意でも緊急の場合でも取り扱えない情報として制限をかけてしまうべき情報なのかという検討がありまして、現行の項目の取扱制限を維持するという考え方に至ったものです。

前回の会議で整理に相当な時間がかかるというような説明をしてしまったの

は誤解を与える表現だったと反省しております。漏れなく拾い上げる必要がありまして、整理には相当の配慮とそのための時間が必要という意味でご説明したのですが、ちょっと説明が足りなかった部分もあったと思います。

それでは、資料２－３をご覧くださいと思います。

こちらは資料２－３の一番上が現行の今の逗子市の現行の取扱制限の条文になります。それから２番目の案というふうに書いてあるところが今回、何案か示させていただいておりますけれども、そちらの案になります。要配慮個人情報の定義につきましては、左側の欄になりますけれども、①と②の案を示させていただきました。①は前回お示した案で、安達委員からもご意見がありまして②案を検討してみました。①と②案があります。定義につきましてはこの２つを示させていただいております。

また、右側の要配慮個人情報の取扱いにつきましては、現行の項目のみ取扱制限を維持するという考えを前回示させていただきましたけれども、こちらは取扱制限の維持に当たっては要配慮個人情報を機微情報とそれ以外の要配慮個人情報に二分するという考え方ではなく、要配慮個人情報のうちの現行の第６条第２項で取扱制限をされている項目についてはその取扱いを維持するという考え方がとれるのではないかという検討でした。こちらにつきましては法律で同列で規定している項目、要配慮個人情報の取扱いに差が生じるのはどうかという検討もありまして、他の自治体もこの点でいろいろ悩まれていたと思います。森田委員からもこちらはご指摘いただいている点です。

当初、要配慮個人情報全てを取扱制限とする改正も考えておりましたけれども、こちらは今回、資料２－７の１４ページの一番後ろで平成２９年５月の地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書において、１４ページの最後になりますけれども、要配慮個人情報の収集制限を行うことは行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものであり、要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲（現在、収集制限を行っているセンシティブ情報にとどめるなど）を含めて行政機関個人情報の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体においての地域の特性に応じて適正に判断されるべきと示されており、現行の第６条第２項での取扱いを制限されている項目について、その取扱制限を維持するという考え方にこちらは前回至ったも

のです。

資料２－３に戻りますけれども、第６条第２項の取扱制限の規定を改正しない案が３になります。取扱制限の規定を改正しないというのが検討案３です。それから取扱制限の規定は残して要配慮個人情報のうちの一部について制限をかけるというのが検討案１と検討案２になっております。それから検討案４は要配慮個人情報全てを取扱制限情報とする案です。

前回、そこまでご説明ができなかったのですが、前回、私どもとしましては、検討案１でいかがかということで考えておりました。資料が用意できていなかったものでわかりづらい点があったかと思います。

それから資料２－４で他の自治体、他県になりますけれども、参考に示させていただきましたが、やはりそれぞれの対応となっております。ほとんどの自治体は収集制限ですけれども、要配慮個人情報の収集制限として改正しているところが多いように感じられます。

以上、前回の審議内容と追加資料に基づいてご説明させていただきました。要配慮個人情報の定義と取扱いにつきまして継続のご審議となりますが、よろしく願いいたします。

○立川会長 ありがとうございました。

それでは、早速ご意見、ご質問をお受けします。

大分整理させていただきましたけれども、そのほかにございましょうか。

○海原委員 ちょっと細かいところすみません。案１の４の社会的身分というのは何となくわかるんですけれども、キャリアとか、仕事、学歴とか、そういうものも入ってきたりとか、有形・無形資産の状況とか、負債とか、そういうものも入ってくるのでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 こちらの社会的身分というのが非常にやはり他の自治体でもわかりづらいということでの話は検討の中にあるようなんですけれども、資料２－６の個人情報保護法のガイドラインの１２ページの一番下の（３）社会的身分は、ある個人に境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まないということです。資料２－６の１２ページです。１２ページの下の方。

- 海原委員　今まではキャリアはあくまで個人情報ではないという。
- 矢島情報政策課担当課長　社会的身分には入らないと。
- 海原委員　入らないと。
- 森田委員　ただ社会的身分という言葉については今の条例でもあって、それがこのハンドブックの83ページのところに社会的差別の対象となる社会的身分なんですけれども、ちょっと説明が違うというところがあって、それがどっちになるのかという問題は出てくるんですけども。大部分重なると思うんですけども、ちょっと説明の観点が違う感じはするので、それがそれぞれ人種とか信条についても若干あるのかなとは思っているのですが。
- 安達副会長　現行の条例でいう社会的差別の原因となる社会的身分と同じ意味かというのは気になる。
- 森田委員　そこがもし違ってきちゃうと、今までこの審議会でゴーサインを出したものがそのまま生きるのかという問題にもなってくるので、ちょっと実はその辺も問題が残るんですけどね。だからそれなので恐らくこの要配慮個人情報の定義の仕方をそのまま法律の解釈を持ってくるというふうにするのかどうかという問題が関連してくるのかなと思うんですけども。
- 安達副会長　社会的身分というと先ほどのような説明として非常に曖昧ですよ。単なる職業的地位や学歴はという、単なると書いてあるんですね。ですから職業的地位や学歴も場合によっては社会的身分に当たることもあり得るということですね。特定の職業であることが社会的身分に当たるというふうに評価されてしまうということになりますよね。ですから、なかなかここは、現行の条例よりふさわしいのかどうかという、現行の条例のほうがわかりやすいという感じはしますけどね。
- 矢島情報政策課担当課長　資料2－4でお示しさせていただいたんですけども、やはりそのまま検討案、うちのほうでお示しした取扱制限の規定を改正しないというようなところも。岐阜県さんはそのままになさっているんですね。三重県は検討案2の形で、要配慮個人情報のうちの一部について制限をかけるのですが、従来の取扱制限がそのまま残るように除外する規定になっています。収集制限なので。
- 海原委員　鳥取県なんかはもう完璧に収集しません、ただしという書き方をし

ます、一番最後ですけれども。そういうほうがすっきりすることはすっきりするんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 要配慮個人情報の収集をしないと、今現在収集しているものがありまして、そちらのほうの取扱い、うちのほうは取扱制限に入れてしまうと取扱いができなくなってしまうので、そちらを審議会に個別または類型に諮問を、ご意見をお聞きして外していかなければいけないということが出てくると思うんですけれども。

○森田委員 鳥取県の条例だと、審議会にかけなくても必要不可欠である実施機関が自分で認めてやればよいという、そういうことになっているので。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、審議会、審査会にかけないでもというところもありますね。実施機関が認めるときというふうになっているものと、あと本人同意や緊急の場合ですね、人の生命、身体または財産の保護のために必要があった場合とか、そういうふうな規定が取扱制限のところに書いてあると思うんです。

○森田委員 そういうことでひとつ考えたのが、逗子市には個人情報保護委員という交代で週3回、一応役所に来ている第三者機関がいるので、緊急の場合、そこに諮ったらどうかというようなことも考えてはみたんですけれども、それはそれでまた大分保護委員の位置づけも変わってきちゃうので検討が必要かなと思うんですけれども、将来的にはそういったやり方も考えてもいいのかもしれないなと思うんですけれども。

○安達副会長 今回の改正案で、今までの条例で6条の2項に載っている項目の中で民族と思想と宗教を外す案というのが、これはどういう積極的理由があるんでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 要配慮個人情報ということで先ほどのガイドラインのところで国と同じ解釈でいきますと12ページです。先ほどと同じページなんですけれども、人種のところでは民族もということで、はい。あと信条のところでは思想、信仰の双方を含むものであるというふうに書いてありますので、国と同じ定義と解釈でいくとこのように整理してもいいのかなということがあったんですけれども。先ほどのやはり社会的身分がちょっととてもわかりづらい部分があって、このままでいいのかと思います。

○安達副会長 全部解釈で含めてしまおうということなんですか。人種と民族と、大もとは違うことが定義になるような気がしますし、思想と信条を一緒くたにしちゃっていいのかなとか。宗教は信条一般の中に入れちゃっていいのかなとか、国はそういうふうに全部大きくまとめちゃったわけですけどね。

そうすることでかえってわかりにくくなって、これは一体入るんだろうかと、そういうふうに。

○森田委員 案1の方針でいくのであればむしろ今までの定義は今までの定義で維持しちゃったほうがいいのかなと思うんですけどね。

○矢島情報政策課担当課長 検討案3。

○森田委員 そうですね。制限規定は改正しないで、別途要配慮個人情報については登録簿に記載するという形で対応すると。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 その上で解釈をどう整合させるかということをやっていったほうがいいのかなという感じもしますよね。

○安達副会長 私もほぼ同感ですけども、現行の6条の2項をそのまま維持して、要配慮個人情報の定義の中では、6条2項各号に掲げるものの他、これとこれ、その他規則で定めるものとかという定義にすれば、要配慮個人情報は広くカバーできますよね。この定義の中でこの6条2項に挙げたものは入るということを書いてしまえばいいんじゃないでしょうか。6条2項に定めるもののほかこれこれ、その他規則で定めるものをいうというふうにしたほうが、今までとのつながりも継続性も出るし、わかりやすいのではないかなというふうに思うんですけども。具体的なことをいうと、病歴と犯罪により害を被った事実という2つを追加して、その他規則に定めるものというのを要配慮個人情報の定義にすれば、それに全部入りますよね。

6条2項の取扱制限のほうは、これでは窮屈で緊急の場合困るというのであれば、緊急の必要がある場合は除くということを一言入れればそういう事態にも対応できるというふうに思いますけれども。

○海原委員 非常につまらないことなんですけれども、案1の6条の事務の目的達成にという言葉は、目的達成、どうしても何が何でも目的をやらなきゃいけないということでいろんなことが許される、加味されてしまうので、ここは事

務の処理上に必要な範囲内というふうに直したほうがいいような気がしますね。

○矢島情報政策課担当課長 これは今の条文そのままなんですけれども。

○海原委員 今ちょっと思ったんですけど。

○森田委員 それはむしろ広くなっちゃう可能性があるのでは。

○海原委員 広いですか。

○森田委員 目的達成といったほうがむしろ厳格じゃないですかね。

○矢島情報政策課担当課長 先ほど安達委員がおっしゃられたのは、要配慮個人情報
情報の定義の中に第6条第2項に挙げた項目をとということでやって、検討案1
のほうでいくという形ですか。第6条2項はそのまま改正をしないで要配慮個人
情報の定義を第6条2項に挙げたものとその他という形で。

○安達副会長 2-3の資料の定義のところの①②とありますけれども、②のほ
うで、そこに先ほど言いましたように6条2項各号に掲げるもの、病歴、犯罪
により害を被った事実その他本人に対する、あとは同じですね。

○森田委員 前提としては現行の規定、一番上に書いてあるこれですね。この1
から4を生かして、かつ2項のところ、次に掲げる要配慮個人情報ではなくて、
現行の次に掲げる事項に関する個人情報という規定にするんですよ。ここで
次に掲げる要配慮個人情報と言っちゃうと余計ややこしくなるので。

○安達副会長 だから6条2項はいじらないということです。

○矢島情報政策課担当課長 そのままで要配慮個人情報の定義の中に6条2項の
項目を入れるという。一つだけ、社会的差別の原因となる社会的身分が取扱い制
限、社会的身分という社会的差別の原因とならない社会的身分があるのかと
いうところがあるんですけれども。

○安達副会長 それはあるんじゃないですか、一般用語として。一般用語として
は社会的身分はあるわけですよ。

○矢島情報政策課担当課長 ただここでいう要配慮個人情報というのはやはり社
会的差別の原因となる社会的身分というふうに絞られてもいいんじゃないかと
いうことで。

○森田委員 だから法律の言葉とは表現の仕方は違うけれども、実質的には同じ
じゃないかという、そういう意味で使うということになると思うんですけどね。

○立川会長 ほかに何かございますか。

○安達副会長 先ほどの6条2項をもし改正するとしたら、緊急情報とか、むしろそっちの問題で改正するということもあり得ますよね。

○森田委員 ただそこは結構大きな例外になっちゃうので。だから単純な緊急条項よりは、さっき言ったように個人情報保護委員会をかませるとか、一応、第三者機関でも機能的に動けるとか。だからそうなっちゃうとそれとは別に審議会にわざわざ諮る必要があるのかという議論にもなっていて、そこはそこでいろいろ議論する必要があるとは思いますが、ちょっとそれは。

○安達副会長 災害が起こった場合に人種に関する情報とか、外国人の方の場合にそういう情報がもしかしたら必要かもしれない、とかいうことはありそうな気がするんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 収集の場合は大体新しい事業とか始める時ですので想定がつくんですけども、取扱いが、実施機関内での利用、実施機関を超えての提供というのが、もし想定ついていない場合で、そういう事項が起きたときには審議会にご意見をお聞きしていないのでできないということになってしまうので。そこまで、この要配慮個人情報の、今までの取扱制限項目以上のものとなると、住民の支援で何らかの支障が生じる場合があるんじゃないかというふうなちょっと拾わなければいけない部分がありまして。結構窓口でも、私どものほうでもいろいろそういう、部署としては扱う部署ではないんですけども、本人が来てお話をして相談されてしまうということが。記録にはとらない場合もあるのですが、相談されてほかの部署と連携をとらなければいけないということがあるんですね、実際に。ですので、そういうときにこちらは情報政策課だからこの方はどういう状況だか教えられませんかというようなことになったときに、そこまで想定しておかないとだめだというふうな話になると思うので、結構厳しいのかなというイメージがあるんですけども。実際に運用してみないとわからない部分もあるんですけども、まず要配慮個人情報を取り扱っている、登録簿ができると少し整理ができるかなというところもあるので、各課から、条例改正をしまして登録簿に要配慮個人情報の取扱い状況をきちっと書かせて、そのあたりが把握できた時点でまた整理させていただくというのもできないかなというのがあるんですけども。

○森田委員 緊急なときの対応の問題は確かにあるんですけども、それは今回

の課題ではないので、もともとの制度自体が持っている問題ですので、ほかの自治体の動向を見て検討が必要かなとは思うんですね。

○矢島情報政策課担当課長 今までの情報、取扱制限項目ですとほとんど使うことがないということなんですけれども、範囲を広げた場合、要配慮個人情報に。

○森田委員 だから先ほど来の議論ではそこは広げない予定ですので、であればそこまで議論しちゃうのはなかなか大変かなと思うので、そこは今後の課題かなと思います。

今後の課題ということでいうと、ちょっと申し上げておくと、前回のときも、要配慮個人情報を２段階に分けるのがいいかどうかという疑問はあって、今でもそれがあるんですけれども、ただいろいろ考えてみるとやっぱりこれを一気にやるというのは、神奈川県はそういうふうにやりましたけれども、でも実際にその作業を見ていると相当大変なことで、改めて審議会にまとめて諮問をすると。そのために要配慮個人情報該当性を各所管ごとに検討してもらって上げてきてもらったわけなんですけれども、その中でも必ずしも一貫性を欠くものが来たりとかいうことで結構大変な作業にはなるということで、ですから、今回こういう形にすることでとりあえず登録簿の中に要配慮個人情報を挙げるという形で各所管でチェックをしてもらうということにはなるので、そこである程度取扱いについて意識を深めてもらって、その次の段階で全体的に取扱い制限をするのがいいのかどうか、あるいはその場合に例外をどうするのがいいのかというような議論はある程度時間を経てから考えないとなかなか現段階では難しいかなというふうに今は考えています。

○立川会長 どうでしょう。今のようなご意見を踏まえて、次回、答申案をまとめていただくということによろしいですか。

○矢島情報政策課担当課長 そうしましたら要配慮個人情報のところは先ほど安達委員からおっしゃられたような形でまとめて、６条の取扱制限についてはこのままということで、今後は時期を見てということによろしいでしょうか。

そうしますと、すみません、パブリックコメント。

○森田委員 そうですね。そうするとパブコメのやり方が。

○矢島情報政策課担当課長 パブリックコメントの関係が２－８で。

○内田情報政策課係長 ちょうど要配慮個人情報のところが３ページ目。

○矢島情報政策課担当課長 資料２－８の３ページ目の一番上で、特に今の内容で。

○内田情報政策課係長 パブコメでは余り詳しく。

○矢島情報政策課担当課長 書いていませんので。

○森田委員 むしろこのパブコメの説明の仕方だと、先ほどの議論の内容のほうにむしろマッチする感じがしますよね、従来の規定はそのまま。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

それでは、次回までに答申案を作成しまして、またご審議いただければと思います。

パブリックコメントにつきましては、募集期間は２月１日から３月２日までとしまして、閲覧の提出方法につきましては記載のとおりになっております。

○立川会長 それでは、この議題３についてはこれでおしまいいたします。

議題の４、その他、事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 ３点ほどございます。資料を、お時間越しちゃっているんですが、すみません。

今お配りさせていただきましたが、慰謝料請求事件につきましてご報告させていただきます。

既に新聞等報道でご存じのことと思いますが、平成24年11月に発生しましたストーカー殺人事件に関し、当時の市職員が加害者側に住所を漏らしてプライバシーを侵害したとして、平成28年10月に逗子市を被告としまして1,100万円の損害賠償請求の訴訟提起がなされました。平成30年1月15日に横浜地方裁判所横須賀支部においてそちらの判決が言い渡され、市に対して110万円の賠償命令が出ました。こちらの判決を受けまして市長のコメントが出ておりますが、そちらが1枚目です。

裁判所の判断を厳粛に受けとめ、今後このような情報漏えいを決して起こさないよう最大限の取り組みを続けてまいります。本市では、事件を受けまして個人情報保護強化対策マニュアルを策定し、住基支援申出者のアラート表示の改修や指の静脈を用いた生体認証システムを導入するなど、セキュリティ強化を行ってきましたが、今後も事件の教訓を風化させない取り組みを続け、再発防止に努めてまいります。

情報セキュリティ関係は、同じ課ですけれども、情報政策係が中心となりますが、情報公開係としまして個人情報保護制度について研修等を通じまして、職員の意識の向上を継続して図っていきたいと思います。今後もお力添えをいただきながら対応を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○立川会長 ご苦労さまでございました。

では、その他の2について。

○矢島情報政策課担当課長 2番目は、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表についてご報告させていただきます。

○内田情報政策課係長 私のほうから資料3になります、パブリックコメントの後について、1枚だけのものをご覧ください。

これは会議のときに時折、ご報告させていただいております。基礎項目評価書の提出・公表の事務一覧になります。今回、こちらにお示ししております18番から20番まで、自立支援給付、地域生活支援事業、自立支援医療に関する事務と19番の重度心身障害者手当に関する事務、20番の重度障害者の医療費の助成に関する事務、こちらについて一部修正がございましたのでご報告させていただきます。

基礎項目評価書は基本的に年に1回、内容に変更が生じていないか確認の意味で所管課のほうへこちらから確認を行っておりまして、最終的には5年に一度再評価をするという流れで行っており、内容的にはしきい値判断項目という項目があるんですけれども、特定個人情報の取扱者数が500人以上か未満かという項目があるんですけれども、ここで記載に誤りがあることがわかりまして訂正させていただいたものですので、本来、取扱者数は対象者ではなくて取り扱う職員の人数を記載するものですから、逗子市ですととても500人以上もいないんですけれども、500人以上というふうに記載していたものですから、未満というふうに修正をさせていただきたいというのがこの3個になります。資料そのものは割愛させていただきますが、ご報告させていただきます。

前回同様、新たな事務がふえたり、事務数の合計数に変更はございません。

以上となります。

○立川会長 次に、いいですか、3番。

○矢島情報政策課担当課長 3点目は次回の日程調整になりますので、よろしく
お願いいたします。

(日程調整)

○立川会長 ほかに何か皆さんからありますか。

それでは、きょうの審議会はこれで終了させていただきます。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時50分閉会